

(板橋区会議録サイト：2014年10月3日議会運営委員会より)

○委員長

次に、議会運営委員会の諮問事項についてを議題といたします。

初めに、**費用弁償**の項目をご議論いただきます。

本項目について、その後の状況に特段の変化があれば説明願います。

○事務局次長

議会運営委員会の諮問事項につきましては、資料3に一覧でまとめてございます。

項目ごとの議論となりますので、まずは**費用弁償**につきましてご報告をさせていただきます。

ご報告と申しましても、これまで議論をずっと重ねていただいたところでございます。

参考資料といたしまして、6月18日、議会運営委員会における発言要旨を参考資料としてご用意をさせていただきました。

前回のご議論では、具体的な金額や施行日等も意見として出されております。本日の資料も確認をいただき、ご議論のほうよろしく願います。

なお、1点申し添えさせていただきますが、**費用弁償**の見直しにつきましては、他の行政委員にも影響を及ぼすということから、これまでの議論の内容につきまして、議会運営委員会の議事につきましては、もう既に公開もされております。事務局のほうから、総務課と連携をいたしまして、総務課を通じて、各行政委員担当のほうには情報提供をしている状況でございます。

以上です。

○委員長

本項目について、意見のある方は挙手願います。

○元山芳行

これまでの議論の中で、私が理解しているのは、1,000円減額の3,000円の部分は合意が得たものと理解をしておりますが、あとは、実際の施行日についてをきょうまとめられると、全体が固まるのかなというところでございまして。

我々は前は、改選後という主張をしておりましたけれども、皆さんの順番からすると、ちょっと追い抜かれている部分を感じましたので、1月から実施ということで提案を申し上げます。

○大田ひろし

ちょっと事務局に聞きたいんですけども、この**費用弁償**については、今までずっと議論してきたんで、全然私はいいんですけども、1点聞きたいのは、やはり他の行政委員に、これ影響が、やはり出てきているんですね。

やはり、議会で、議運でこうやって決めたことが、例えば農業委員会だとか行政委員会だとか、そういった方々にも影響してくるということなんです、報酬審議会等々の意見ということもあるのかなとは思って、そこら辺はどうなのか。

あるいは、議会だけ、今回の陳情なんかもそうですけど、議会に対して出てくるんですね。それで、議会だけ切り離して、そういうことができるのかどうかって、これはできないんですか。ちょっとお聞きしておきたい。

○総務部長

私のほうから、所管でございますのでお話しさせていただきます。

まず、報酬審議会につきましては、これは報酬を決めるところではございますので、**費用弁償**についてはその対象とはなってございません。

ただ、情報としてお伝えすることはしてございますけれども、それは審議の対象にはなってございませんので、報酬審議会には特に必要がないかと思っております。

また、行政委員会でございますけれども、制度上は別々の**費用弁償**を制定す

ることは可能でございます。

ただ、ずっと同じ額をしていったということ、また違うなら違うなりの、それだけの根拠が必要になってございますので、その場合におきましては、議員さんの活動も行政委員さんの活動も、それぞれそれなりの意味は持っているものというふうに認識をしてございますので、そういう意味ではあえて違った額を設定する必要がないのかなというふうな認識でおるところでございます。

○松岡しげゆき

ちょっと今確認なんですけど、ここの陳情の趣旨まで、議員には、その何か政務活動費も出てるし報酬も出ていると。だけど普通の行政委員には、報酬は出てますけども、政務活動費的な交通費も支給はないわけですので、それは分けて考えてもいいんじゃないかっていうこともあるんですけど、どうなんですかね。

○総務部長

政務活動費は、議員さんが政治家として区政等の研究あるいは調査するための経費でございます。

費用弁償というのは、その議員として、あるいはそれぞれの行政委員として必要になった経費を弁償する意味を持ってございますので、政務活動費と**費用弁償**はまた違うのかなと。それぞれ活動すれば、それだけの経費がかかるということ。

○松岡しげゆき

私が言いたいのは、政務活動費としてではなくて、議員の**費用弁償**と他の行政委員を同時に考える、同じにする必要はないんじゃないかっていうこと。何か、さっきの答弁では、同じと考えているみたいな、同じするみたいなように聞こえますが……。

○総務部長

すみません、私の説明が足りず。

同じである必要はございませんけれども、あえて違える必要もないのかなということ。

(「今まではね」と言う人あり)

○総務部長

ええ。

ですから、もともと……

(発言する人あり)

○総務部長

そういうことなんですけど。

違うなら違うなりの、やはり根拠も必要になろうかなと思ってございます。

そういった場合、議員さんの**費用弁償**と行政委員さんの**費用弁償**の活動、何ていうんですかね、議会に出席する、あるいは各行政委員会に出席するという場合においては、同等というふうに考えているところでございます。

○松岡しげゆき

だから、結論として、我々はこうやって議会では合意は得ました。だけど行政委員会は、我々の関知するところではないんですね。

これについては、今までどおりっていうか、我々とは切り離して運営されるということで理解してよろしいですか。

○総務部長

今回の議論を執行機関等は参考にいたしまして、区長提案として**費用弁償**の改定はさせていただきたいと思っております。

○佐藤としのぶ

そしたら、その行政委員さんの話って、結構急に出てきたというか、我々も気づいてなかった方も結構いて、私なんかもそうなんですけど、行政委員さんって何名いて、大体どれぐらいの減額の効果があるのかとか、その辺はここで、行政委員さんの身分のことまでやっていいのかなという気もしているんですが、何かそういった情報が、もしわかれば教えていただきたいんですけどありますか。

○総務部長

行政委員会、非常勤の方でございます。常勤のほうは費用弁償が違いますけれども。

教育委員さんが4人、あと監査がお1人、あと議会選出の監査さんお2人です。あと農業委員会13人だったかと思います。選管は4人です。

一番多い、出席回数が多いのが教育委員さんだと思ってございます。それは、年間に、ちょっと40回かそこらだったというふうには記憶してございます。また、先ほど事務局次長からお話ししましたとおり、こちら外のそういうような見直しの話は、適宜、行政委員の皆様にはお知らせをしているところでございます。正式ではございませんけど、その中で事務局を通じて、それぞれの各行政委員会の事務局を通じて、委員さんのほうにはお話しはいてございます。

特にそれについて、私どものほうに、それは困るよとか、そういう否定的なお考えは伺ってないところでございます。

以上でございます。

○大田ひろし

ちょっとついで、ちょっと聞いちゃったもんがあれなんですけど。

この行政委員会の報酬も、いろいろ、全国でもいろいろ議題になっているというか、部門によっては非常にいい報酬が出ているところもあるし、日当みたいな形で出ているような行政委員会もありますし。

そういったところになると、ぶっちゃけた話、農業委員会さんなんていうのは、非常にやはり日当みたいな報酬なわけですよ。出てくる**費用弁償**が、やはり議会と一緒に落ちていくということに対しては、やはりいろいろ、現場としてはあるのかなとは思っています。今、私、農業委員会やっておりますけれども。

そういうことも含めて、例えば今、議会に対して出ているような問題が非常に多いんですよね。議員の報酬と、それから**費用弁償**という関係で。陳情なんかで見てくると、やはり議会ということで出てくるんですけども。

ただそれをセットですることはいいことなのかどうなのかって、またちょっとそれは議論があるかと思うんですよね。

そこら辺の考え方というのは、例えば選管の報酬、あるいは本当に、日数がどれだけ出てきて幾らになっているのかということに対しても非常に問題、全国でも問題になっている部分はありますよね。

そういったところも含めて、総務部長のほうで管轄しているのであれば、その辺のご意見というのは、どう反映していくかというようなことについては、どんなご意見。

逆に言うと、私は、切り離してもいいのかなと思っているんですよ、個人的には。議員とね。ちょっと、そこら辺の問題。聞きたいという話ですから、これはね。

○坂本あずまお

本来これは議会基本条例の作業部会で、ずっと議論されてきた中で、そのときにも既に、我々の**費用弁償**、手をつけるということは、行政委員の方々も、結果としてそういう影響が出てくるというのは、もう既に覚悟の上、承知の上で議論されてきて、それでも私たちは下げるのだという方針を立ててきたのだと承知しております。

実際に私も、作業部会の部員として、そういう議論に参加してきました。その覚悟を持って、私たち出しておりますので、その結果、行政委員さんの**費用弁償**について、それは担当の所管の方々が、それはご決断されることでありま

すので、私たちは私たちとして、肅々と議員の費用弁償を下げるのか、いつやるのかという議論をすればいいのだと思っております。

○大田ひろし

今、坂本委員のご意見わかるんだけど、ならばね、ならばやはり今みたいに、例えば、我々の議論だけするのであれば、やはり切り離してすべきだというふうな考え方もあろうかと思うんですね。

ただ、私が言っているのは、ちょっとそういう考え方について、今までは議会が決めたことはそれに倣って、向こうも調整してきたということなんだけど、それをする必要が、別にないという話も今、部長のほうからもあったんで、ちょっとそこら辺の確認したということですよ。別にそれはやっちゃいけないということをいろいろと考えているわけじゃないんですけども、そういった考え方も一方であるのかなと。

今回、陳情で出た方のものを、我々も読んでみたら、やはり議会、議員に対して出てるわけですよ。

だから、やはりそういった部分もちょっと検討課題にはあるのかなというふうに思ったんですね。

それで、行政委員でも、相当やはり、だから報酬に対しては、全国的にもやはりそういうもらい過ぎている部分というようなご意見のところもありますんで、そこら辺はどういうふうに考えておられるのかって、ここは、きょうは、そのご意見だけ聞きたい。

○総務部長

行政委員さんの報酬につきましては、議員さんと同様に、報酬審議会の審議を得て確定してございます。

それから、報酬が全国的に、今どういうふうにするかという、情報提供という形でやっていくと、特に選挙管理委員会の委員さんにつきましては、一般的な住民の、あるいは国民の方は、選挙のときしかいらっしやらないではないかと、それを月額幾らというのはいかがなものかというような議論がされて判例

も出ているところでございます。

判例につきましては、別に月額でいても違法ではないよというような形で、今、板橋区におきましては、その辺を見ながら報酬審議会のほうでは、情報提供をしながら推移を見ているというようなところだと思います。

それぞれの報酬のレベルにつきましては、やはり 23 区の平均をとというような体制の影響、お考えがございまして、板橋区にあっては多からず少なからずという、大体平均、どっちかという低いほうかなと思ってございます。

また**費用弁償**につきましては、議会がどうのこうのというよりも、私たちの判断として額を決めさせていただきたいと思ってございます。

（「わかりました」と言う人あり）

○高橋正憲

元山委員のほうから、1月1日からでいいよという話をしていたんで、もう少し早い段階で私のほうにも入れていただきたかったなという。私は、あくまでも大会派を、やはりそういう姿勢できてましたから。

私はやはり、予算執行という立場からいっても、皆さんというと怒られちゃうから、我々もね、来期、選挙があるんで、そこでそういうものを示さなきゃいけないかなという、ざっくばらんな話ですよ。そんなことでやってんだらうけど、本来であれば、やはり3月31日、会計年度、4月1日からというのが、それでいいはずなんですよ、基本的には。

ところが、選挙という話もあって、少しでも議会が努力しているという、そういう姿を見せたいなという話で、1月1日という話もしてんでしょから、私は、そういうふうに皆さん決まれば、もうそれはそれでいいですよ。

ただね。いいですよ、ただね、今やはりこういう世の中の流れで、公務員に対するバッシングとか風当たりが強いことは確かだよ。じゃ公務員は、実際どうなんだといったら、一生懸命仕事やってんですよ。公務員どうのこうのって言っている人って、みんな顔色見てやってくださいよ。税金のお世話になってない人なんて誰もいないんですから。

例えば、トヨタ自動車にしたって日産自動車にしたって、それは国の政策として円安に、今回がいい例ですよ。円安にして、どっば一つともうけるなんて、

そういうこともやるわけでしょう。だから、日本の国いれば、日本の税金で、それぞれ皆さん恩恵受けてたり何かしてるって、これは当たり前の話であって、公務員だからどうのこうのって話じゃないんだよね。ところが、常に、公務員に対しては、我々に対しては、そういうバッシングとか風当たりとかが出てくるわけですよ。

でも、私は、そういうことに決して負けてはならないと、これ。いや、やはりね、やはりね、基本的には、我々の生活圏だってあるんですよ。実際問題、昔の議員から見れば、今の議員は違いますよ、全然、はっきり言って。今の議員ってというのは、サラリーマン化してきてますよね。

要するに、昔ってというのは、特に自民党さんなんかってというのは、社長の人が多くて、報酬なんかは余り考えなくても大丈夫だなと。あえて言えば我々なんかは、仕事やめて議員になるわけですから、もうそれがなけりやもうどうしようもないというような、そんなイメージで、どっちかといえば賃上げなんということをやりたいという、そんな気持ちもあつたぐらいなんですけど。

ただ、だから、そういう意味では、本当に、我々の権利というものも。だから僕なんか、しょっちゅうあれですよ。兵庫県議の野々村さんがああいう事件を起こしてから、しょっちゅううちに来る人間は、高橋さんも、政活費はどうなっているんだと、酒飲んでばかり使っているわけじゃないだろうとか、そういう話って実際にありますよ。

でも、板橋区は、みんな決めて、使い勝手、全部決めて、領収書も添付してきちっとやってますよと。板橋区ぐらい厳しくやっている区はないと。私なんかはまともに使ったら100万ぐらい多く使わなきゃいけないんで返納してますよという話をして、そうですかっていう理解を得ているんですけども。

そういう意味で、僕は、できれば、私は、**費用弁償**については削減したくありませんでしたけれども、皆さんが3,000円ということで、1月1日実施ということであれば、私1人であえて言うこともないので、それに賛同して、ここで皆さんでまとまればいいかなと、このように思ってますんで、よろしく願いします。

○委員長

ほかに、他の、じゃ意見ありましたら、意見ありましたらお願いいたします。

○松崎いたる

私は、逆に、1,000円減額じゃなくて、やはり全廃すべきだったなというふうに思います。

ですけど、やはり高橋さんのように必要であって減額すべきでないという議員とか……

(発言する人あり)

○松崎いたる

そうそうそう、そういうやはり合意できなければ、結局ずっと現状維持になってしまうということも事実ですから、そういう意味で一步前進というふうに捉えて1,000円減額、受け入れるというのは、ちょっとタカビーな言い方なんです、一旦はこの1,000円減額で合意をするべきだと思います。

実施時期についても、それは、会計処理上は年度のかわり目が1つ考え方かと思いますが、やはりできるだけ早く、区民にこの議会のあり方を示していくという必要もあろうかと思しますので、できるだけ早くという中では、1月1日からというのは、事務作業の期間も含めて考えると、妥当な提案だと思いますので、この実施時期についても1月からというものにすべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長

ほかにご意見ございましたら。

○佐藤としのぶ

私どもは、これまでは、交通費実費で、皆さんでまとまるんなら廃止も含めて大幅な減額にということ saying いてまいりまして、今回 3,000 円ということで、全会派がまとまるのであれば、大幅な減額かどうかと言われると、いろいろな取りようがあると思いますけども、ただやはりこれは全体の合意であれば、それでいいのではないかなと思います。

その実施日にしても、これについても自民党さんを初め各会派の方が協力していただいて、やはりこの減額するっていうことは、経費削減が最大の目的でしょうから、それはできるだけ早く始めるにこしたことはないだろうというふうに思いますので、1月1日からでいければと思っております。

○大田ひろし

我々も、もういろいろ、この件に関しては、もう皆さんで今までやってきた経緯がありますので、まとまるどころでということ今具体的な金額が出ました。

異論とかはありますけども、やはりみんなで合意していかないと、これ進んでいきませんので、今、元山委員のほうから提案された意見に賛成をして進めていきたいと。減額をまずしていきたいと思っております。よろしく願います。

○委員長

それでは、この程度で意見を終了し、まとめに入りたいと存じます。

本件は、各会派より減額を目指して各意見が出されたところですが、3,000 円というところであれば、全会派において合意が得られるところでもありますので、**費用弁償**の支給額は 3,000 円、また条例改正の施行日ですが、こちらにつきましては平成 27 年 1 月 1 日ということで意見が一致いたしましたので、そのように決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

それでは、ご異議がないものと認め、さよう決定いたします。
また、条例提案の時期については、正副委員長にご一任願います。